

# 沖縄地区における景品表示法事件の処理状況（平成十五年度）

規制改革の進展に伴い、一般消費者に対しても適切な情報を提供し、一般消費者が適正に商品選択を行える意思決定環境を整備・確保していくことが重要な課題となっています。

このため、公正取引委員会は、景品表示法違反行為について、厳正に対処するとともに、事業者に対して類似事件の再発防止を促しきつ、消費者の適切な商品・サービスの選択に資する観点から、事件の処理状況を公表することにより、事件処理の透明性の確保に努めています。

沖縄総合事務局における平成十五年度の景品表示法事件の処理状況は、次のとおりです。

## 1 事件の処理状況

平成十五年度においては、排除命令七件、警告九件及び注意九件の計二十五件の処理を行いました。

## 【例】 2 表示事件

表示事件では、果汁飲料の原材料に関する不当表示事件について七件の排除命令を行ったほか、米の産地に関する不当表示事件円で提供した。

## 3 景品事件

景品事件では、懸賞により、高額な外国産中古自動車が提供される事件等がみられた。

原材料の果汁がシイクワシャーの果汁のみであるかのように表示していたが、実際には、原材料の全部又は大部分がカラマンシーの果汁であった。  
  
「〇〇県コシヒカリ15年産00%」と表示していたが、他品種の米が混入していた。

**【例】**  
シイクワシャー 果汁飲料に関する不当表示  
(平成十五年四月二十八日 排除命令)

等について警告を行いました。

## 景品表示法による規制の概要(参考)

### <表示>

優良誤認（4条1項1号）

商品・役務の品質、規格その他の内容についての不当表示

不実証広告規制（4条2項）

優良誤認に該当する表示か否かを判断するために、事業者に対し、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。当該資料の提出がないときは、当該表示は優良誤認とみなす。

有利誤認（4条1項2号）

商品・役務の価格その他の取引条件についての不当表示

商品・役務の取引に関する事項について誤認されるおそれがある表示であって公正取引委員会が指定するもの

- 1 おとり広告に関する表示
- 2 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- 3 商品の原産国に関する不当な表示
- 4 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- 5 不動産のおとり広告に関する表示
- 6 有料老人ホーム等に関する不当な表示

誤認されるおそれのある表示（4条1項3号）

### <景品>

一般懸賞（昭和52年告示3号）

懸賞による取引の価額

最高額	総額
5,000円未満	取引価額の20倍
5,000円以上	10万円

共同懸賞（昭和52年告示3号）

景品類限度額

最高額	景品に係る売上予定総額の3%
取引価額にかかわらず30万円	

総付景品（昭和52年告示5号）

取引価額

景品類の最高額

1,000円未満	100円
1,000円以上	取引価額の1/10

業種別景品告示（4業種）

- 1 新聞業
- 2 雑誌業
- 3 不動産業
- 4 医療用医薬品業・医療用具業及び衛生検査所業

問い合わせ先：内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室  
ホームページ：[http://www.jftc.go.jp/c\\_okinawa/](http://www.jftc.go.jp/c_okinawa/) ☎ 098-863-2243